

2020年1月

2019年会社法改正のポイント(その②)  
— 各論(1) 株主総会関係

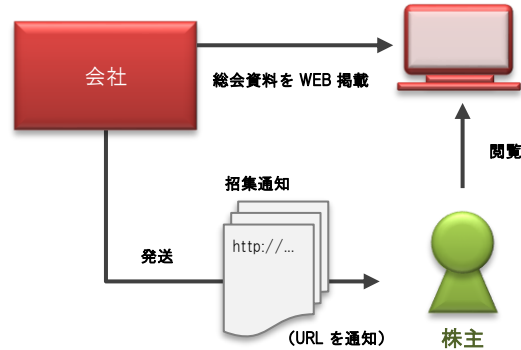
報道等でも話題となっているとおり、2019年12月4日に、改正会社法が成立しました。

本改正は、日本企業のコーポレート・ガバナンスを強化し、インバウンド投資を呼び込む狙いがあると説明されています。本ニューズレターでは、改正会社法によって、具体的にどのような点が改正されたのか、そのポイントを解説いたします。

本ニューズレターでは、各論(1)として、株主総会関係の改正点をご説明いたします。

- 【その①】改正の概要
- 【その②】各論(1) 株主総会関係  
(本ニューズレター)
- 【その③】各論(2) 役員関係
- 【その④】各論(3) 株式交付・その他

載すればよく、株主にはそのウェブサイトの URL 等を通知することで足りるということになります。もちろん、株主の個別承諾は不要です。



電子提供制度のメリット

- 株主総会の開催時期の集中の解消
- 印刷・郵送のコスト減
- 株主総会資料の早期提供
- 情報の充実化

1 株主総会資料の電子提供制度

(1) はじめに

本改正によって、株主総会資料の電子提供制度が創設されます。

現行法においても、招集通知を電子提供することは可能であるものの、株主の個別の承諾を得なければならず(299条3項)、煩雑であるため、利用が進んでいませんでした。

改正法による電子提供制度を導入した会社は、参考書類、議決権行使書面、事業報告及び(連結)計算書類を株主に書面で提供せず、ウェブサイトに掲

株主総会資料を書面によって提供する場合、印刷・郵送のプロセスがあるため、株主総会の開催時期の集中を解消するには至らず、また、招集通知の内容を充実させようとすると印刷・郵送のコストが増大することから、株主総会資料を電子提供することは会社にとってメリットが大きいといえます。また、株主にとっても、早期に株主総会資料を受け取れることにより検討期間が拡大し、また、提供される情報がより充実して、会社・株主間のコミュニケーションの質が向上するなど、メリットが認められます<sup>1)</sup>。

【本号監修・執筆者(弁護士)】

- 渡辺 徹 ([twatanabe@kitahama.or.jp](mailto:twatanabe@kitahama.or.jp))
- 谷口 明史 ([ataniguchi@kitahama.or.jp](mailto:ataniguchi@kitahama.or.jp))
- 細井 南見 ([mhosoi@kitahama.or.jp](mailto:mhosoi@kitahama.or.jp))
- 野口 智之 ([tnoguchi@kitahama.or.jp](mailto:tnoguchi@kitahama.or.jp))

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp>

## (2) 電子提供制度の具体的内容

### 定款の定め

電子提供措置を導入するためには、電子提供措置をとる旨を定款で定める必要があります（325条の2〔新設〕）。

改正法では、上場会社は、このような定款の定めを設けることが義務づけられ、電子提供措置を導入しなければなりません（振替法159条の2）。

もっとも、改正法の施行日の時点において上場会社である会社は、施行日を効力発生日とする定款変更の決議をしたものとみなされます（整備法10条2項）。したがって、必ずしも、定款変更決議を行う必要はありません。

もっとも、登記は職権で行われるわけではなく、会社側で変更登記申請をする必要がありますので（911条3項12号の2〔新設〕）、注意が必要です。なお、登記をすべき時期は、原則として施行日（公布日から3年6ヶ月を超えない政令で定める日）から6ヶ月以内ですが、それまでに他の登記をする場合は、電子提供措置の件についても併せて登記をしなければなりません（整備法10条4項、5項）。

### 電子提供措置の時期

電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日（それより前に招集通知を発送する場合は招集通知の発送日）から株主総会の3か月後の日まで実施する必要があります（325条の3第1項〔新設〕）。

もっとも、法制審議会では、「これまでの議論及び株主総会の招集の手続に係る現状等に照らし…金融商品取引所の規則において、上場会社は…電子提供措置を株主総会の日の3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある」とする附帯決議がなされており、取引所の規則により、株主総会の日の3週間前よりも前倒しで電子提供する努力義務が定められることが見込まれます。

### 電子提供措置の対象となる事項

電子提供措置の対象となる事項は、次の4つの資料にそれぞれ記載すべき事項です。なお、改正法では、これらの資料を総称して「株主総会参考書類等」と呼ぶこととされています（325条の2〔新設〕）。

### 電子提供措置の対象となる事項

- 株主総会参考書類
- 議決権行使書面
- 計算書類及び事業報告（437条）
- 連結計算書類（444条6項）

会社が議決権行使書面を引き続き書面で送付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項は電子提供措置の対象とする必要はありません（325条の3第2項〔新設〕）。多くの上場会社が個人株主の議決権行使率の向上に腐心している状況にあり、議決権行使書面を送付しないとすれば、議決権行使比率の大幅な低下が予想されることを踏まえると、実務上は、多くの上場会社において、議決権行使書面を引き続き書面で送付することが想定されます。

また、会社が任意の書面を送付することは制限されていないため、役員選任議案等、特に議決権行使を求めたい議案については、書面で送付することも考えられます。

### EDINETを使用した方法について

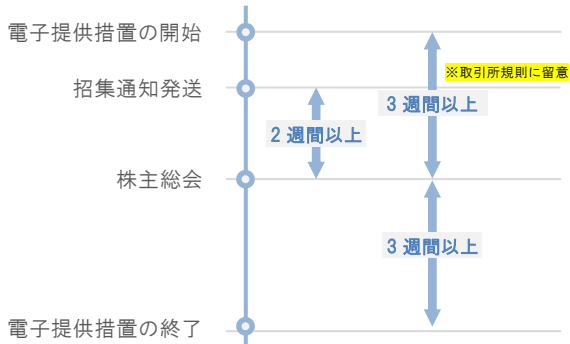
電子提供措置においては、通常は、会社のホームページ等のウェブサイトにて、電子提供措置の対象事項を掲載することになりますが、EDINETを使用して電子提供措置開始日までに電子提供措置の対象となる情報を含む有価証券報告書を提出すれば、これをもって電子提供がなされたものとして取り扱われま（325条の3第3項〔新設〕）。

しかし、現状、株主総会の前に有価証券報告書を提出する会社はほとんどなく、株主総会の3週間前までに有価証券報告書を提出することは相当にハードルが高いといえます。したがって、かかる方法が利用されるようになるためには、有価証券報告書の作成実務の大幅な見直しが必要になると考えられます（なお、近年、事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討が進められているところです。）。

### 電子提供措置が行われる場合の招集通知

招集通知自体の発送期限は、公開会社においては通常どおり、株主総会の日の2週間前までとされています。これに対し、非公開会社においては、通常の「原則1週間前まで」ではなく、2週間前までに発送する必要があります（325条の4第1項〔新設〕）。

### 電子提供措置のスケジュール



招集通知の記載事項は、いわゆる狭義の招集通知において記載される事項に加えて、電子提供措置をとっている旨、有価証券報告書の事前提出によって電子提供措置に代えたときはその旨、その他法務省令への委任事項となりました(325条の4第2項[新設])。法務省令への委任事項としては、電子提供措置が実施されている会社のウェブサイトへアクセスするために必要なURL等が念頭に置かれています。

### 招集通知の記載事項

- 狭義の招集通知の記載事項
  - ◇ 株主総会の日時・場所
  - ◇ 株主総会の目的事項
  - ◇ 書面投票を認めるときはその旨
  - ◇ 電子投票を認めるときはその旨
- 電子提供措置をとっている旨
- 有価証券報告書の事前提出によって電子提供措置に代えたときはその旨
- その他法務省令で定める事項

### 書面交付請求権

#### (書面交付請求権の概要)

株主によっては、ウェブサイトへのアクセスが困難な場合があることから、電子提供措置が採用された会社の株主には、会社に対し、電子提供措置により提供された事項を記載した書面の交付を請求する権利が認められます(325条の5第1項[新設])。

このように、書面交付請求権がデジタル・デバイスへ配慮する趣旨の権利であることに鑑み、かかる権利を定款で排除することは認められないことと

されました。

なお、招集通知の電磁的方法による発送を承諾している株主には、書面交付請求権は認められませんが、このような例は実務上ごく少数にとどまります。

書面交付請求が数多く行われてしまうことを想定すると、いっそ全株主に対し従来通り全ての書面を含めた招集通知を発送してしまうという対応(いわゆるフルセット・デリバリー)をした方がむしろ簡便ではないかとも考えられますが、この点は、後述する書面交付請求権の解消の仕組みを合理的に運用することが鍵になると考えられます。

#### (行使時期及び行使方法)

まず、行使時期については、書面交付請求は、株主総会において議決権行使についての基準日を定めるときは、当該基準日までに行わなければなりません(325条の5第2項[新設])。

次に、行使方法としては、①株主が会社(株主名簿管理人)に対して直接請求する方法と、②株主が自己の口座を開設した口座管理機関(証券会社等)を経由して請求する方法があります(改正振替法159条の2)。この場合、個別株主通知は不要であり、また、書面交付請求は銘柄ごとにすることができません。

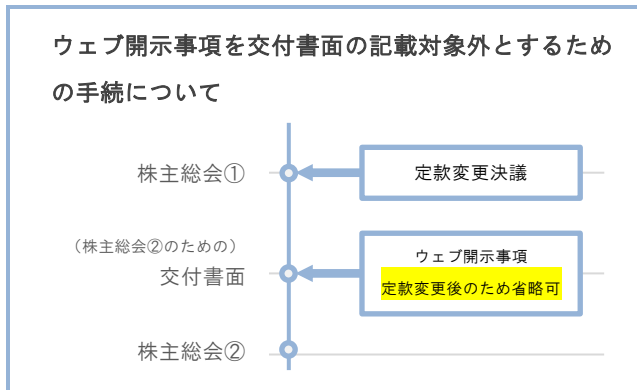
#### (交付書面の記載事項)

交付書面に記載される事項は、原則として、電子提供措置により提供された事項(電子提供措置事項)と同じです(325条の5第1項[新設])。

ただし、会社は、電子提供措置事項のうち、法務省令に定めるものの全部又は一部を交付書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるとされています(同条3項[新設])。具体的には、ウェブ開示事項(施行規則94条1項)が交付書面から除外することができる事項として見込まれています。これは、現行法で保障されている以上の保護を与える必要はないと考えられたためです。

もっとも、ウェブ開示事項を交付書面の記載の対象としない旨の定款の定めについては、定款変更をしたものとみなす定めは置かれておらず、かつ、ウェブ開示事項を書面交付の対象としないことが可能となるのは、かかる定款変更後に開催される株主総会からとなります。そのため、電子提供制度を採用した株主総会から、ウェブ開示事項を交付書面の記載の対象としないようにするためには、当該株主総会の前に行われる株主総会(下図における株主総会①)

においてウェブ開示事項を書面交付の対象としない旨の定款変更を済ませておく必要があります。



(書面交付請求権の解消の仕組み)

改正法は、書面交付請求を行った株主が累積しないよう、次のとおり、解消の仕組みを設けました。

書面交付請求の日（下記の異議を述べた場合は、異議を述べた日）から1年を経過したときは、会社は株主に対して、交付書面の交付終了を通知し、異議のある場合には一定期間（最短1か月）内に異議を述べるべき旨を催告することができます（325条の5第4項〔新設〕）。これに対して、当該株主から異議がなければ、書面交付請求権は催告期間の経過をもって失効します（同条5項〔新設〕）。

通知にかかるコストを考えると、株主総会の招集通知を送付する際に、通知・催告を行う旨の書面を同封することが考えられます。例えば、議決権行使書面に、議案の賛否欄と別に、「書面交付請求権失効への異議欄」を設けることが考えられますが、そのような議決権行使書面を催告対象の株主に対してのみ封入することは煩雑であり、他方、催告対象でない株主にも異議欄が記載された議決権行使書面を送付することで、混乱が生じるおそれがあります。そのため、実務的には、異議申述の専用用紙を同封することが考えられます。

なお、上記の方法は、書面交付請求の日（下記の異議を述べた場合は、異議を述べた日）から1年以上が経過している株主に対してのみ行うことのできるものですので、X年の招集通知送付と併せて行った通知・催告に異議を述べた株主に対しては、X+1年の招集通知送付と併せて通知・催告を行うことは通常できないことに注意が必要です（異議を述べた日から1年経過の要件を満たしていない可能性が高いため）。

## 電子提供措置の中断

上述のとおり、電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日（それより前に招集通知を送付する場合は招集通知の発送日）から株主総会の3か月後の日まで継続して実施されている必要があります。

しかし、システム障害等により、一時的に中断が生じてしまうことも想定されます。このような場合に、電子提供措置の効力が問題となります。

改正法は、「株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと」、「当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと」を「中断」と定義した上で、以下の①～④の要件を全て満たした場合に、当該中断は電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとしています（325条の6〔新設〕）。

### 電子提供措置の中断が当該措置の効力に影響を及ぼさないための要件

- ① 中断が生じることにつき会社が善意無重過失であるか、または正当な事由があること
- ② 中断時間の合計が電子提供措置期間全体の10%を超えないこと
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に中断が生じたときは、当該期間中の中断時間の合計が当該期間の10%を超えないこと
- ④ 会社が中断の生じたことを知った後速やかに、その旨、中断が生じた時間及び中断の内容を当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと

なお、電子提供措置において、電子公告のような調査は要しません。

また、電子提供措置は、会社が自社のウェブサイトで行うことが想定されていますが、自社のウェブサイトが中断した際に、バックアップとして証券取引所のサイトを参照することを認める方向で、証券取引所と経済界とで調整が行われるようです。

### (3) 経過措置

前述のとおり、改正法の施行日の時点において上場会社である会社は、施行日を効力発生日とする定款変更の決議をしたものとみなされますが（整備法10条2項）、その会社の株主総会が施行日から6か月以内に開催される場合、電子提供措置をとる必

要はなく、改正前の現行法に基づく招集手続を採らなければならないと定められています（整備法 10 条 3 項）。

そのため、施行日後の株主総会が 6 か月以内に開催されるか否かについて留意が必要です。

## 2 株主提案権

### (1) 改正の背景

近年、特定の株主から 100 個を超える議案が提出されるという事態が報告されました。このような場合であっても、会社が、提案されたすべての議案について適法な提案か否かを検討し、適法と判断された議案を招集通知に記載しなければならないとすると、株主総会において、膨大な数の株主提案への対応に時間を割かれ、他の株主のための審議時間が削られることも生じ得ます。このような事態は、明らかに一般の株主の利益を害するものです。

また、株主提案権の行使が会社を困惑させる目的のためになされるなど、株主としての正当な目的を有するものではない場合等には、権利の濫用として許されないと解されているものの（東京高判平成 27 年 5 月 19 日 [HOYA の株主総会の事例] 等）、どのような場合に権利の濫用に該当するのか必ずしも明確ではありません。

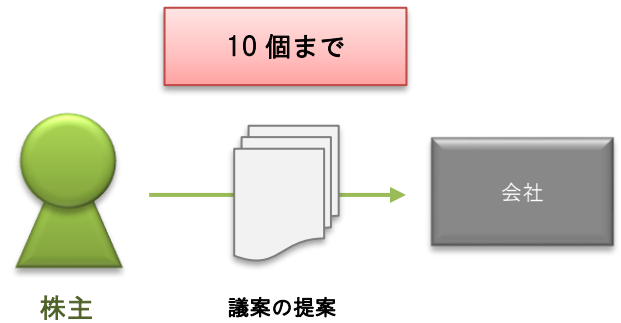
そこで、従前より、濫用的な株主提案権の行使を抑制する法の整備の必要性が指摘されており、本改正においてこの点の改正が行われました。

なお、法案段階では、株主提案権の数の制限及び目的の制限の規定を新設する内容となっていました。衆議院において目的の制限を新設する部分が見送られ、数の制限にかかる規定のみが新設されることとなりました。

### (2) 議案の数の制限

#### 制限される数

改正法では、議案要領通知請求権（305 条 1 項）を行使して提案することができる議案の数が、10 個に制限されることとなりました（305 条 4 項 [新設]）。



これは、10 個を超える部分の議案について、会社が議案要領通知請求権の行使を拒絶できるという意味であり、拒絶しなければならないという意味ではありません（会社の判断により、拒絶しないことも認められます。）。そのため、例えば、議案の数が 11 個であった場合、どの議案を拒絶するかの検討にかかる労力や時間を節約するため、11 個すべてを議案として認めることも実務的な対応としては考えられます。

#### 議案の数の数え方

まず、役員等（取締役、会計参与、監査役又は会計監査人をいう）の選任議案、役員等の解任議案、会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、これは一つの議案とみなされます。

役員等の選解任の議案は、理論的には、一人につき一議案であると考えられています。しかし、例えば、取締役の数が 10 名を超えるような会社において、取締役の選解任によって経営権の奪取を目指そうとする場合に、数の制限が支障となってしまいますが、このような事案において、対象会社の取締役の人数という不確定な要素により、株主提案権が制限されることは合理性を欠くと考えられます。そのため、議案は一つとみなすこととされました。

次に、定款変更に関する二つ以上の議案については、異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合、これらは一つの議案とみなされます。

定款変更に関する議案は、原則として、定款変更の内容ごとに、異なる議案として数えられます。しかし、内容において関連するかどうかという基準は、必ずしも明確ではなく、内容における関連性の有無をめぐって会社と提案株主との間で紛争が生じるおそれがあるため、異なる議決がされたとすれば相互に矛盾するかどうかという基準が設けられました。

例えば、監査役設置会社の株主が、「監査等委員会の設置」と「監査役の廃止」を内容とする定款変更案を提案した場合、監査等委員会設置会社は監査役を置くことができないため、「監査等委員会の設置」が可決され、「監査役の廃止」が否決された場合、監査等委員会設置会社であるにもかかわらず、監査役が存在するという矛盾が生じるため、この場合の議案は一つとみなされます。

#### 10 個の議案の選択方法

議案要領通知請求権の行使を拒絶できるのは「10 個を超える部分」に限るため、提案議案が 10 個を超える場合、そのうち、どの 10 個を認めるのかという判断の方法が問題になります。

改正法では、原則として、取締役が任意の判断で 10 個の議案を選択することができ、例外として、株主が二つ以上の議案の全部又は一部について、議案相互の優先順位を定めている場合にはこれに拘束されるものとされました（法 305 条 5 項 [新設]）。

なお、取締役は、10 個の議案が適法なものであるかにつき検討する必要はありません。株主から大量の数の株主提案がなされた場合、それらの適法性を検討しなければならないとすれば、議案の数を制限した意義が半減してしまうからです。

以上

<sup>1</sup> 日本再興戦略 2016 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016\\_zentaihombun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf)・20 頁)において、株主総会プロセスの電子化は、企業と投資家の建設的な対話の実効性を上げていく取組の鍵となる施策であると打ち出されていました。